

航空機抵当権抹消又は根抵当権抹消登録申請に必要な書類

①航空機抵当権抹消登録申請書（登録権利者[所有者]、義務者[債権者]の共同申請）

～航空機登録令第12条～

②申請人発行の委任状（代理人が申請する場合）

～代理申請権限の確認～

③登録権利者、登録義務者（それぞれ代表権のある者）の印鑑証明書（法人）（三ヶ月以内のもの）又は運転免許証等の写し（個人）

～各書類の真正性の証明～

④登録原因証書（抵当権解除証書等）の原本

～抵当権設定登録抹消の証明～

※1. 現在の所有者の氏名又は名称及び住所は、航空機登録原簿に記載されている内容と一致している必要があります。登録内容と一致していない場合には、事前に所有者の氏名又は名称及び住所を現在のものに変更する登録（航空機変更登録）が必要になります。

※2. 債権者である銀行等の現在の住所、名称が本店移転、商号変更により航空機登録原簿に記載されている内容と一致していない場合は、航空機登録原簿上の住所及び名称から現在までの変更の経過が分かる登記事項証明書を添付してください。

（合併等に伴う変更の場合は、抵当権の移転登録が必要な場合があります。）

※3. 上記①～④は、一般的な抵当権抹消登録における必要書類であり、個々の事例により必要書類が変更される場合があります。ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。

※4. 電子申請される場合、申請書はe-Govの様式に入力してください。発行者の電子署名のない書類や住民票や登録免許税の領収証書等の電子署名ができない書類は、航空機登録担当官宛にご郵送ください。電子署名の電子証明書については、e-Govにて使用可能なものである必要があります。なお、②委任状の電子署名の電子証明書は、申請時点において有効である必要がありますが、③以降の書類にされた電子署名の電子証明書については、その情報に電子署名を行った時点で電子証明書が存在し、有効なものであれば差し支えありません。

注）登録免許税について

登録免許税は、1機につき1,000円

【申請・相談窓口】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎第3号館7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111(内線48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. hqt-register48146@gxb.mlit.go.jp

※從前使用していた hqt-register@ml.mlit.go.jp は、

2019年12月31日をもって廃止されます。

(受付時間 9:30～12:00 13:30～17:00)